

令和7年 第2回定例会

高山村議会会議録

令和7年6月4日 開会

令和7年6月10日 閉会

高山村議会

令和7年第2回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○選挙第3号	4
○選挙第4号	5
○報告第1号の上程、説明、質疑	6
○報告第2号の上程、説明、質疑	6
○報告第3号の上程、説明、質疑	8
○議案第32号の上程、説明	8
○議案第33号の上程、説明	9
○議案第34号～議案第38号の一括上程、説明	10
○一般質問	12
1番 渡邊裕治君	12
5番 飯塚武久君	18
7番 後藤肇君	21
3番 唐澤徳治君	24
4番 松井陽威君	27
2番 平形玉緒君	29
○休会について	32

○散会の宣告	3 2
--------	-----

第 2 号 (6月10日)

○議事日程	3 3
○本日の会議に付した事件	3 3
○出席議員	3 3
○欠席議員	3 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 3
○事務局職員出席者	3 4
○開議の宣告	3 5
○議案第32号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第33号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第34号～議案第38号の質疑、討論、採決	3 7
○修正動議について	5 2
○発議第1号の上程、説明、質疑、採決	5 3
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	5 7
○議員派遣について	5 7
○閉会の宣告	5 7
○署名議員	5 9

令和 7 年 6 月 4 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

令和7年第2回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年6月4日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 4 選挙第 4号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 5 報告第 1号 令和6年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 令和6年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 3号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第32号 高山村住民基本台帳施行条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第33号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第35号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第36号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第37号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第38号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	佐藤晴夫君
7番	後藤肇君	8番	山口英司君

9番 平形 富二夫 君

10番 後藤 明宏 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後藤 幸三 君	副 村 長	平形 郁雄 君
教 育 長	山口 廣 君	総務課長	後藤 好 君
会計管理者兼 税務会計課長	本間 尚也 君	住民課長	都筑 喜久雄 君
保健みらい 課 長	金井 等 君	農林課長	小池 正浩 君
建設課長	割田 信一 君	地域振興課長	平形 英俊 君
教育課長	飯塚 優一郎 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	武田 昌明	書 記	林 大生
--------	-------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（後藤明宏君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。
ただいまから、令和7年第2回高山村議会定例会を開催します。
-

◎村長挨拶

- 議長（後藤明宏君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。
- 村長（後藤幸三君） 令和7年第2回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集のご挨拶を申し上げます。

公私ともご多用のところ議員全員の出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますこと、心より感謝申し上げます。

初夏を迎え、村内の多くの圃場で田植えが終わり、早苗が風にそよぐ姿が見られる時節となりました。

政府は昨年から続いている米の高値を抑えようと備蓄米の放出を決定。一部の販売店では今月から5キロ2,000円台前半の価格で店頭に並べられるようでございます。しかし、政府の備蓄米放出にも限度はあるものと思われまので、その後の米価がどうなるのか気になるところでございます。

一方で、生産者側から見れば、農業従事者の高齢化に加え、機械、資材、燃料の価格高騰など農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しているところでございます。安定した農業経営を営むことができる出荷価格が望まれるところでもあります。高山村においても不整形地や狭小地の圃場では、稲作の作付が放棄されているところが年を追うごとに目につくように感じられます。近年の農業機械化、大型化に対応できる圃場整備も進めていかなければならないと考えております。

さて、本定例会の提出案件でございますが、報告が3件、議案7件となります。ご審議いただけますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

◎開議の宣告

- 議長（後藤明宏君） 本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（後藤明宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、5番、飯塚武久議員及び6番、佐藤晴夫議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（後藤明宏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から6月10日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から6月10日までの7日間と決定しました。
-

◎選挙第3号

- 議長（後藤明宏君） 日程第3、吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に私、後藤明宏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました後藤明宏を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、私、後藤明宏が吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選しました。

◎選挙第4号

○議長（後藤明宏君） 日程第4、選挙第4号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

吾妻環境施設組合議会議員に私、後藤明宏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました後藤明宏を吾妻環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、私、後藤明宏が吾妻環境施設組合議会議員に当選しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（後藤明宏君） 日程第5、報告第1号 令和6年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第1号 令和6年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

継続費の毎会計年度の年割額に関わる最終予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度数の終わりまで逡次繰越して使用できるという地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度から令和7年度までに繰り越して実施する継続事業について報告するものでございます。

議案書掲載の村史編さん事業については、令和元年度からの継続事業としておりましたが、令和7年度が最終年度となります。年度内には成果品を全戸配布する予定で進めているところでございます。

以上、ご説明申し上げまして報告といたします。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（後藤明宏君） 日程第6、報告第2号 令和6年度高山村一般会計繰越明許費繰越計

算書の報告について議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第2号 令和6年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、年度内に支出が終わらなかった歳出予算の経費を繰越明許費とした事業について、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

各事業について概要説明いたします。

最初に、定住促進住宅取得費補助金、昨年度7名の方から申請があり、年度内に完成が見込めず、繰越しとしたものでございますが、現在工事完成後の実績報告待ちとなっております。

次に、ネットワーク関連事業及び基幹系システム費双方とも事業機器の納品に時間を要したため、繰越事業としたもので、現在作業が進められているところでございます。

次に、低所得世帯支援給付金事業、令和6年11月22日に閣議決定されました給付金事業となりますが、十分な申請期間が確保できず、繰越事業として5月から支給を開始しております。対象は363世帯と見込んでおり、現在まで300世帯の給付が完了しております。

なお、本事業は6月30日を申請期限としております。

次に、小規模農村整備事業の5件でございます。いずれも群馬県の交付決定後、用地交渉や調査の期間を確保することが困難であったため、繰越事業といたしました。そのうち梅沢地区、五領地区、原・堂山地区の工事については、いずれも圃場利用との兼ね合いもあり、早期着工とはいかず、本年度中の完成を見込んでおります。判形・向井及び原・町尻地区の工事については既に事業完成しております。最後に先導的官民連携支援事業、役場庁舎とふれあいプラザの大きな課題を官民連携を活用した事業として一体的に検討を進めておりましたが、住民説明会の開催などにより再考することとなったため、繰越事業といたしました。役場庁舎とふれあいプラザについてはそれぞれ役割が異なるもので、切り離して検討することとしたため、当事業はふれあいプラザといぶきの湯の課題についての解決策を検討することと変更いたしました。令和7年9月末の完成を目指して進めております。

以上、ご説明を申し上げます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（後藤明宏君） 日程第7、報告第3号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第3号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

一般会計と同様に年度内に支出が終わらなかった歳出予算の経費を繰越明許費とした事業について、報告するものでございます。

和田の上貯水池において、送水ポンプの更新及びポンプ稼働のため電気設備の改修工事を予定しておりましたが、資材納入に時間を要し、年度内の完成が見込めず、繰越しとしたものでございます。

なお、本事業については6月中の完成を予定しております。

以上、ご説明申し上げまして報告といたします。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第8、議案第32号 高山村住民基本台帳施行条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第32号 高山村住民基本台帳施行条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの条例改正は国が推進する地方公共団体情報システム標準化基本方針に伴い、住民票の様式を全国統一するため一部改正となります。

施行日については標準準拠システムの改修稼働日である令和7年9月8日から適用とするものでございます。

以上、条例改正について概要を申し上げましたが、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第9、議案第33号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第33号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

上州高山ふるさと寄附条例にはふるさと納税寄附者が選択できる寄附金の使途が指名されております。寄附金の使途は高山村総合計画に記載の分野ごとに選択できる方式を取っており、令和7年度に総合計画が第5次から第6次に移行したので、それに合わせて寄附者が選択できる寄附金の使途分野を改正するものであります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第34号～議案第38号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第10、議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）から日程第14、議案第38号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第34号から議案第38号までの5議案について、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1億911万4,000円を追加し、予算総額を35億3,710万8,000円とするものでございます。

本補正による主な新規事業についてご説明申し上げます。

まず、2款1項1目総務管理費において、役場庁舎整備調査事業として1,736万9,000円を計上いたしました。役場庁舎の整備方針を定めるべく、現庁舎の改修、既存施設への移転、新たな庁舎の建設のそれぞれについて整備方針や概算費用を専門的な見地に基づいて調査を行いたいというものでございます。耐震性能が著しく劣っている庁舎の整備は必要であり、緊急性の高いものであると考えております。方針を決定する上で専門的な見地に立っての調査は必須でありますので、今回の補正に計上させていただきました。

次に、3款1項1目社会福祉総務費においては、低所得者支援及び低額減税補足給付事業として6,005万円を計上をいたしました。国の政策によるものでございますが、令和6年所得の確定に基づき令和5年から所得が減少した方たちの後追い給付を行うものでございます。現段階では所得減少者の人数、減少額とともに把握は困難であるため、最大値での計上としております。

なお、財源は全て国からの補助金で賄われます。

最後に、8款5項1目宅地造成費において土地開発事業への繰出金2,140万円を計上して

おります。詳細については土地開発事業特別会計補正予算で説明させていただきます。

続きまして、議案第35号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に220万円を追加し、予算総額を6,756万2,000円とするものでございます。子ども・子育て支援金制度に関するシステム改修に伴うものでございます。

続きまして、議案第36号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に47万8,000円を追加し、予算総額を4億9,945万5,000円とするものでございます。介護認定調査員である会計年度任用職員の人件費分によるものでございます。

続いて、議案第37号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に2,140万円を追加し、予算総額を1億1,340万9,000円とするものでございます。

今回の補正は五領地区団地造成事業費において委託料及び工事請負費で不足を生じるため、増額補正をお願いするものでございます。

1款1項2目宅地造成事業費において、昨年度実施設計業務により令和6年度単価による事業費を積算していただきましたが、工事発注に際し令和7年度単価で改めて積算し直したところ不足が生じたため、施工管理業務委託料140万円、宅地造成費工事費用2,000万円、それぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第38号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に97万5,000円を追加し、予算総額を1億348万7,000円とするものでございます。1項施工施設管理費において和田の上貯水池内の引き込み電柱の劣化による建て替え及び送水ポンプ系統のバルブを更新する費用を計上いたしました。

以上、各会計の補正予算についての概要を申し上げますが、詳細につきましては審議いただく中で担当により説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 30 分より再開します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

◎一般質問

○議長（後藤明宏君） 日程第15、一般質問を行います。

◇ 渡 邊 裕 治 君

○議長（後藤明宏君） 最初に、1 番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

裕治議員。

〔1 番 渡邊裕治君登壇〕

○1 番（渡邊裕治君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

公共施設等管理計画について、今回伺いたいと思います。

昨年度、第6次高山村総合計画を策定し、本年度から10年間をその計画期間としております。上位計画である第6次総合計画の作成実施に伴い公共施設管理計画、また、個別計画等の見直しなど今後の取組についてまず、1点目に伺います。

2点目は、1月から2月で行われた住民説明会において様々な意見が住民により出たかと思えます。庁舎、ふれあいプラザ、そして、年明けには義務教育学校構想も出てきました。この3つが大きな柱になるかと思えますが、これ以外にも高山村でも多くの公共施設を有しております。公共施設の整備改修における今後の財源の考え方について伺います。よろしく

お願いします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま渡邊裕治議員からのご質問を受けて、お答えしたいと思えます。

昨年度第6次高山総合計画を策定し、本年度から10年間をその計画期間としております。総合計画の基本計画の中で、固有財産を適正に管理し、有効活用するとした行政運営方針を定めております。

一方、高山村公共施設等総合管理計画は平成29年3月に40年間を計画期間として策定されましたが、その後総務省の示す指針が改められ、令和4年3月に改定し、その計画期間も10年と変更したところでございます。5年ごとに見直すこととしておりますので、内容の変更が必要であれば、令和8年度に見直しを行いたいと考えております。また、公共施設個別施設計画は令和3年3月に、やはり、40年間を計画期間として策定しております。こちらは10年ごとに見直すこととしておりますが、上位計画である公共施設等総合管理計画を改めた場合には改正の必要があると考えております。

次に、公共施設の整備・改修などにおける財源の考え方についてですが、庁舎をはじめとする50近い建築物系の施設のほか、道路、橋りょうなどのインフラ系施設等多くの公共施設を有しております。中でも役場庁舎、ふれあいプラザについては早急に検討が必要かと考えているところであり、先日新聞報道もされましたが、児童・生徒のさらなる減少が予想されることから、小学校、中学校の義務教育学校化について検討もしていかなければならないと思っております。しかしながら、財源上同時期に全て整備することは困難であります。

庁舎については庁舎整備のための基金として、約5億円を基金として保有しておりますが、足らず目の多くは起債に頼らなければならないと思われまます。ふれあいプラザについては基金もありませんので、こちらも起債に頼らざるを得ないと考えております。義務教育学校については校舎など施設の増設も検討していかなければなりません。教育施設については国庫補助金の活用は考えられるとともに、起債についても文教施設ということで後年度に交付税算入がされる有利な起債が可能であると考えております。

これら3つの施設をどう整備していくのか検討を始めているところでございますが、さきに申し上げたとおり、いっぺんにというわけにはまいりませんので、優先順位をつけて実施をしてまいりたいと考えているところでございます。具体的な整備費用についてはこれから

検討していくこととなりますけれども、実施に当たってはしっかりとした財政見通しを立て、後世に必要以上の負担を強いることのないよう留意してまいりたいと考えております。

以上、渡邊裕治議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

今年が令和7年度ですので、来年度、令和8年度には総合管理計画については見直しが始まってくると思います。それぞれの施設についてこれまでも設備の更新の必要があれば補正予算であったり、新年度の予算の中で計上していますが、やはり、額が大きなものとなるので、これまでもその都度村民に負担をお願いしてきたわけです。

現在の自治体会計は単年度主義となっていますが、公共施設管理においてはこの考え方を見直す。やはり、建設費だけでなく建設後のライフサイクルコストの部分をきちんと見ていく必要があると思います。

平成30年第4回定例会において山口議員の新公会計制度における財務書類作成状況についてという質問の中で、平成28年度に新公会計制度に対応した固定資産台帳整理を行い、土地、建物、工作物、道路、橋りょう、物品、車両、分収林、基金においてデータベースの構築作業を実施したとの答弁を村長はされておりました。

例えば、建設後の修繕費や追加の整備費などを積み上げての記録、また、補助金、起債を利用した場合の取扱い、整備した施設の法定耐用年数、民間でいうとこれ、減価償却に当たる部分ですが、また、施設の運営に係るコスト計算、光熱水費等など、このようなデータの蓄積を管理計画に生かしていくために固定資産台帳のナンバーリングを活用して付随して整理、記録をしてデータ化していく必要があると考えます。

今後どのような取組が必要か村長にお尋ねいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ご質問にお答えいたします。

公共施設を補助金や起債を利用し、施設整備をした場合には一定期間はその用途の変更、または、廃止が制限されることが一般的であります。財政的には有利となりますので、これからも積極的に活用してまいりたいと思っております。

議員ご指摘のとおり公共施設の管理は建設費のみならず、その後のランニングコストも大きく影響してまいります。施設の修繕費、改修費、光熱水費なども積み上げておけば、より合理的な整備方針を選択することができると思います。例えば、電気料金が高額である施設

であれば、大規模改修あるいは建て替えの際に初期費用がかかっても太陽光発電施設を導入したほうが有利となるということのような選択も容易になるものと考えております。こういった費用をランニングコストとして捉えるか、その積み上げ方法、また、積み上げたデータをどう管理計画に生かしていくのかについては、今後課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤明宏君） 渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

こういったものをシステム化できればいいのですが、システム整備は大変金額がかかりますので、この辺の費用を抑えてデータを活用できる方法を研究できればと思います。

先般、5月31日付の上毛新聞1面において、「県が基盤強化、2032年度を目標にソフト面から共有化。水道事業5圏域集約」という記事が掲載されました。新聞上の地図、図表においても当村も吾妻圏域として地図の色分けがされておりました。

今回は質問回数の関係、時間の関係で全てのインフラ整備について触れることはできませんが、施設、インフラなど長中期的資産管理においてその状況を正確に記録、管理することでより効率的な財産運営、施設整備の適正化につながるのではないかと考えます。インフラを含め、公共施設は村民全ての財産であることから、財政運営や政策形成を行うための基礎的資料となるよう課題解消のため、ぜひ、方法を研究し管理計画に生かせるよう取り組んでいただきたいと改めて提案し、1つ目の一般質問を終えたいと思っております。

○議長（後藤明宏君） 引き続き、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 本日2つ目の一般質問として、自治体プロモーションについて伺いたします。

自治体プロモーションとは、地域の魅力を内外に発信し、認知度を高め、交流人口の増加や移住者の獲得、地域経済の活性化を図るための取組を指します。

まず、1点目として村としての自治体プロモーションの現状、2点目として今後の取組について伺います。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 渡邊議員のご質問にお答えいたします。

村の認知度を高め、観光誘客と地域経済の活性化のためには話題性のあるものの旬を逃さず、かつ、持続的に高山村の地域資源の魅力を発信するため、役場内の他の課などからは情

報提供していただき、雑誌や新聞などの紙媒体やウェブ、ラジオ、SNS等を活用した多面的な情報発信を行い、自治体プロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。また、高山村の公式ホームページをリニューアルするため、今年度よりリニューアル検討委員会を組織し、来年令和8年度中に新しいホームページに更新し、よりよい情報発信ができるよう検討してまいります。そして、昨年度より公式LINEを開設し、情報発信などを始めております。

このほかにも県吾妻行政県税事務所が事務局をしております吾妻観光連盟の吾妻観光情報ポータルサイトが昨年度完成し、今年から運用を始めたたり、キーテクノロジーぐんま天文台と情報発信をしており、村以外のサイトにも積極的に情報提供をし、情報発信に努めていきたいと考えております。

以上、渡邊議員の質問に答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

私が議員になってから、一般質問の際とかに広報活動やSNS、メディアの活用について提案させていただいたり、その後の予算決算質疑の中でも動画の活用を提案してきたりと、去年は公式LINEの開設もしていただきました。

村のホームページのリニューアルについては、大変予算がかかることではありますけれども、その内外に向けての情報発信の要となりますので、ぜひとも知恵を絞ってよいものになることを期待しております。また、今年度から吾妻行政県税事務所のほうでポータルサイトを開設していただいたということで、まだ、認知度が少ないとは思いますが、様々なところで紹介をしていただき、観光交流につなげるように期待をしたいと思います。

昨年度から村の認知度向上のために状況を見ていますと、5月にラジオ放送の公開生放送があったり、これは大変内外から反響をいただいたと思います。また、11月の民放の夕方の番組で道の駅中山盆地が紹介され、私のところにも大変問合せを多くいただきました。ですが、メディアに登場しても一過性で終わってしまうことが多々あります。

昨年8月にNHKで高山きゅうりの新しい調理方法やメニューが作成されて、未来センターさとのわでメニューの提供につながりました。また、3月には高山きゅうりのGI産品登録が報道されて、これは大きく村の認知度を高めたと思います。持続性、継続性を考えてみれば、こういうのを登録されてよかったで終わらずに、もっと活用すべきと考えております。

役場内の地域振興課、農林課の連携だけでなく、生産者の皆様にも、また、販売する方々

とも連携をしていく。例えば、予算をかけずにインフルエンサーの即応性に頼って村のPRにつなげていくということも必要ではないかと思います。情報番組で取り上げてもらうと、やはり、殺到するわけですから、担当課、生産者、販売者、関係各所と情報共有をして連携し、今年はずいぶん、高山きゅうりの販売時期に合わせて準備をしていただきたいと思います。

村の認知度を高め、観光誘客、また、地域経済の活性化のために話題性のあるものの旬を逃さずに、かつ、持続的に自治体プロモーションに活用していただきたいと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 昨年8月にNHK総合おはよう日本にて料理研究家の浜内千波さんが高山きゅうりを使ったレシピを考案し、PRしてくれたことは皆さん方周知のとおりでございます。その後、今年3月に高山きゅうりGI登録となり、群馬県産品として初めての登録となりました。

やはり、情報番組等で取り上げていただくと反響がすごく、まして、GI登録となりました高山きゅうりは話題性もありますので、担当課や生産者、販売者など関係各所と情報を共有し、連携して高山きゅうりの販売時期に合わせて自治体プロモーションに活用していけるよう検討してまいりたいと思います。

また、私個人としても大分村長そばが好評だということは言われます。これについても随時事業をちょっと増やして、関係機関に情報を流し、宣伝していきたいと思っております。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、ありがとうございました。

高山きゅうりだけでなく、ぜひ、村長そばもPRとしてプロモーションに活用していただきたいと思います。

最後にちょっと1つ提案をさせていただきたいと思います。

執行部側、また、職員が使う名刺についても、この自治体プロモーションにぜひ、活用していただきたいと思いますと考えております。

私が議員になったときに議員として何かできることはないかと考えまして、実は、渋川市が観光名刺という形で、名刺のデザインの裏側のデータを市民に提供しておりました。ここにアイデアのヒントを得ました。小さな名刺の裏面ですけれども、村のPRやトップセールスの一助になればと思ひまして、現在の議会構成になったときに名刺の裏に中山盆地と未来センターさとのわの紹介を写真に入れさせていただいて、お渡しするときにぜひ、村のほう

へご来訪くださいということで付け加えて渡してきました。今回2年たちまして、名刺の裏側を今度は、群馬県初でG I 産品登録となった高山きゅうりのPRとなればと思ひまして、議会のほうの名刺は変更させていただきました。

先日、未来構想フォーラムに来ていた東吾妻町長さんと名刺交換をさせていただいた際に、裏側に東吾妻町のアガッタンを紹介写真が掲載されておりまして、ぜひ、体験に来てくださいとお話をいただきました。

広告予算を使ってターゲットに当たるかどうか、なかなか判断が難しいところですが、いかに経費を抑えて最大の効果を発揮させるか、名刺についても職員一人一人が村のプロモーション活動に取り組むようにできるように、今、多分職員の方の裏面の印刷はなかったと思いますので、ぜひ、今後この名刺の裏面の活用を検討していただけないかと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 先ほどから申し上げておりますけれども、各種媒体に関する情報発信はもとより、ご提案がありました職員の名刺の裏、裏面余白を活用し、村の特産や観光などを明示した情報発信なども検討していきたいと思ひます。

私も名刺ありますけれども、私の似顔絵が書いてあるんですけれども、これは私個人の宣伝で、高山の宣伝はございませんので、これからは高山の宣伝になるような事案を用いて使用していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

◇ 飯 塚 武 久 君

○議長（後藤明宏君） 次に、5番、飯塚武久議員の発言を許可します。

飯塚武久議員。

[5番 飯塚武久君登壇]

○5番（飯塚武久君） 議長のお許しをいただきましたので、公共施設等総合管理計画の推進についてと題して一般質問をさせていただきます。

少子高齢化が加速する中で、公共施設等の管理運営が全国的に問題になっており、本村においても平成29年3月に高山村公共施設等総合管理計画を策定し、令和4年3月に見直し、現在、これに基づいて行政施設や教育施設、道路、上下水道などの関係施設のマネジメント

を行っているわけでありますが、そうした中で一番問題になってくるのは、やはり、施設更新や維持管理に係る費用が不足する見通しであるということだと思います。

計画によれば、今ある施設を単純に更新していけば、年間5.9億円、長寿命化対策を行った場合でも年間1.6億円の不足が生じると予測しており、今後人口減少が進み、さらに財源が縮小していく中において、公共施設については村民にとってもかなりの痛みを伴うダイエツトをしていく必要があると思います。

そうした中、計画を進めていく上においては施設利用者である村民の理解が必要不可欠であり、ホームページ、回覧板、説明会の開催等を積極的に行い、村民の理解を得ること、また、この問題は今後も村を存続させていく上において、大変大きな問題であることから、全庁的な推進体制の構築が必要であり、村長や関係課長等からなる検討委員会あるいはワーキンググループ等の開催、また、議会への報告をしていくことが計画の中に記載されており、まさに行政と村民が一体となって問題を解決していくこととしております。

現在計画策定から既に7年が経過するわけでありますが、そこで、2点ばかり質問をさせていただきます。

1点目として、推進体制と検討委員会等の実施状況について。

2点目として、村民への周知や議会への報告をどのように行ったか。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま飯塚武久議員からのご質問がありました。お答えいたします。

高山村公共施設等総合管理計画は、平成29年3月に40年間を計画期間として策定いたしました。その際には、概要版を毎戸配布するとともに村のホームページにも掲載し、村民への周知を図ったところでございます。議会への報告についても概要版をご覧いただき、説明させていただいたところでございます。

その後令和4年3月に総務省の指針に基づき改定等を行ったところですが、計画期間を当初40年だったものを10年としたほかは限定的な改定であったため、ホームページへの掲載のみとなっております。これについては計画の中でも公共施設等マネジメントを円滑に推進するためには、公共施設等の利用者である村民の理解と協力が欠かせないと明記してございます。限定的な改定であったとしても周知を図る必要があったと思いますので、今後の反省点として改めてまいりたいと思います。

また、推進体制についてでございますが、この計画を推進するための委員会などの組織は設けておりません。施設の担当課において、公共施設等総合管理計画、個別施設計画に定める方針を念頭に管理をしているところでございます。検討委員会に代わる組織として副村長、教育長及び課長級職員等で組織する村プロジェクト会議において必要に応じ検討、ファシリティーマネジメント等の役割を果たしてまいりたいと考えております。

多くの公共施設で老朽化が進んできておりますので、これらの整理を進めていかなければなりません。高山村においても高度成長期以来人口増加に対応するために必要な規模を整備し、拡充してまいりましたが、少子高齢化や人口減少が進行し、また、物価高騰が続いている現在では当時と状況が大きく変化しております。公共施設の整備に当たっては、今後も必要な施設であるかどうか、施設の規模は適正であるかどうか、施設の機能は適切かといったところを意識し、現在の施設を漫然と改修あるいは建て替えするということなく廃止、統合といったことも視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

しかし、他方では福祉施設やインフラ系施設などの効率性のみを求めるわけにはいかない施設もございます。ここらあたりをしっかりと見極めていかなければなりません。大変難しい判断をしなければなりません。議員各位のご意見もいただきながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げ、飯塚武久議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 村長、ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

今、詳細に説明をいただいたわけでございますが、具体的には未来プロジェクト会議ですか、これで役場の中もまとまって対応しているということだと思います。

ちなみに、一昨年から役場建設庁舎の話が出ているわけですがけれども、これも本計画の一つだと思います。実際のところそれを一昨年から見ていると、その進め方について、やはり、ちょっと疑問があるということでございます。ぜひ、しっかりした体制を整えていただきたいというふうに思います。

先ほども述べたとおり、村民が安心して暮らしていくためには公共施設等の機能維持、これは必要不可欠でございます。厳しい財政状況の中においても行政側が合理的な計画を立てて、これを利用者である村民とともに実行していく。このことが重要だと思います。ぜひ、計画策定段階から全庁的な推進体制の下、積極的に村民の声を聞き、その実行に当たっても常に村民との情報交換ですか、また、状況に応じた見直しを行いながら、将来に遺恨を残さ

ないような対応をしていっていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（後藤明宏君） 次に、7番、後藤肇議員の発言を許可します。

後藤肇議員。

〔7番 後藤 肇君登壇〕

○7番（後藤 肇君） 私は上毛森林カントリー倶楽部跡地の件についてお尋ねをしたいかなと思います。

皆様ご存じのとおり上毛森林カントリー倶楽部は高山村最初のプロ優勝者を輩出したゴルフ場です。全景が見渡せ、高山村の環境には多大な貢献があった場所と考えます。ですが、所有者との地元の意見相違でここ数年放置されています。

執行部には何らかの相談があったものと考えますが、その内容と今後の指導についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員からの質問にお答えいたします。

タイトルとして、上毛森林と入っていますけれども、森林は除いてください。上毛カントリーという名称に現在はなっております。

最初に、これまでの経緯等につきましてご説明させていただきます。

令和元年9月2日付で日本再生可能エネルギー株式会社より大規模土地開発事業構想書が村長宛に通知されました。その内容は、上毛カントリー倶楽部敷地内において太陽光発電所を建設するというものでございます。その後、地元説明会が2度にわたり開催されましたが、令和元年12月15日付で村長及び村議会議長宛に太陽光設置計画を認めないよう、設置に反対する署名とともに陳情書が提出されました。

また、令和元年12月26日には第12区長より上毛カントリー倶楽部で計画中の太陽光（メガソーラー）発電所設置を認めないよう要望いたしますという件名により、反対の陳情書

(104名、19枚)を添付した要望書が提出されました。

これを受け、令和2年1月9日には高山村議会第1回臨時会において、提出された陳情書が議員全員の賛同により全会一致で採択され、これにより令和2年2月、上毛カントリー倶楽部内に計画中の太陽光発電所建設事業の受入れ可否について受入れできない旨の通知を日本再生可能エネルギー株式会社へ村長名で通知をいたしましたところでございます。

その後、地権者であるノザワールド関係者が来庁し、令和2年11月25日に上毛カントリー倶楽部を廃止する旨の告知があり、その土地の貸付契約を日本再生可能エネルギー株式会社と締結し、30年間の地上権を設定したことの報告を受けました。

村の対応としては、村の景観と環境を守るため、高山村太陽光発電施設の設備の適正な設置等に関する条例を制定し、対抗措置を取ることにいたしました。主な内容は第10条において事前協議による村長の承認を得なければならない、第11条では地域住民の同意を得ることを、第15条では村長に申請し、許可を受けることを規定いたしました。

条例制定後、令和3年3月29日に日本再生可能エネルギー株式会社の代表者3名が来庁し、私の建設反対の意思を確認し、帰っていただきました。その後、令和4年3月23日に建設会社代表者他数名と地権者関係者数名が来庁し、村側との会談が実施されました。私といたしましては地域の住民、村議会、村共に太陽光開発事業に対しまして断固反対の意思を伝え、帰っていただきました。建設会社としては簡単にあきらめ切れないようで、令和4年3月23日に改めて来庁し、村側の理解を求めにまいりましたが、最終的には私の信念の下、どんな状況になろうと村長としての断固許可するつもりはない旨をお伝えし、帰っていただきました。

その後におきましては、さほど進展はなかったものの昨年あたりから建設会社の動きがあるようで、地域での説明会や地元区長との接触などがあり、区の役員さん等村の考え方、また、私の意思確認等を行っていただき、共通認識をいたした経緯がございました。

現在までの経緯、また、状況につきましては以上となりますが、いずれにいたしましても私といたしましては変わらぬ意思で、断固建設事業には反対し、村の南の玄関口で雄大な高原牧場を始めとするすばらしい自然環境、景観を今生きている私たちが後世に引き継ぐ努力をしていかななくてはならないと考えております。

以上、後藤肇議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤肇議員。

○7番（後藤 肇君） 村長、ありがとうございました。

まずは、さっきカントリーと名前が入っていましたが、これは上毛カントリー倶楽部ではなくて上毛カントリーは抜け、森林が抜けているのでしたっけね、森林が抜けているということで申し訳ございません。

もろもろの説明を今、村長からいただいたわけですがけれども、要は最終的には今でも反対という意見は分かりますし、議員もそういった形ではいるんですけれども、その中において、何か見いだす会合なり、そういうものが、反対であれば反対でそれは構わないかなと思うんですけれども、このままだと時間がたって、環境の一番いいところをみすみす数年も手つかずでいる。例えば、太陽光ではなくて違う方式とか、いろいろな方法として何かそういう話が多少なりとも出ているのか、その辺については村長、いかがでしょうか。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） その辺ですね、今、事業をするにも綿密な計画と将来どうなるかと予想がつくような事業でないとなかなか企業も手を出さない。そこは、その辺はちょっと難しいかと思います。

すばらしいこの観光資源があって、星野リゾートみたいなのが来てくれればいいのですがけれども、片品の鳩待峠とかには星野リゾートのホテルができるということが先日新聞に載っておりました。草津も星野リゾートが入っておりますけれども、高山においては観光資源が豊富でないことから、なかなか難しいのではないかというふうに思っております。

○議長（後藤明宏君） 後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 答弁ありがとうございます。

まず、村長の言われることも十分私も理解できる場所ではございます。高山にそういった未来的な考え方を持った企業が来ていただけるかという部分ではなかなか難しい、確かにそうだと思います。ですけれども、では、現状の中でもう少し話を見いだした話ができないのかということを経元の行政区から反対という形ではいるんですけれども、いつまで反対していてもただ、結論を先送りするばかりで解決の方法にはならないわけですよね。ですから、その業者プラス地元、執行部の中で断っているということはそういう話合いがなかったと判断するわけですが、これからの中でそういったもろもろの、どこかで崩す、その代わりに、どこかでは強制的にお願いするとか、そういう話をぜひ、持っていただきたいなと思うんですけれども、村長としてはいかがですか、お願いします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） この土地についての所有です、所有権はノザワワールドにあって、ノ

ザワールドから日本再生可能エネルギー株式会社が借り受けてやっていることで、行政がそこでどうしろこうしろということはなかなか言えません。所有権がないということだからです。皆さんご存じのように牧場のあの辺りは、高山村の素晴らしい自然の場所でありますので、高山の住民皆さん方が反対していただくということは、高山の将来を守っていく、これからの子どもに対する積明にもなるということで、私たちは反対をしたいというふうを考えて、その使用方向については何とも言えません。

○議長（後藤明宏君） 後藤肇議員。

○7番（後藤 肇君） これが最後になるので、これ以上はお話しませんが、さっき村長の気持ちも十分私も理解できます。地元の方も反対ということであれば、そういうことで仕方はないと思いますけれども、その先もやはり、何らかの形で考えていかないとということ、一步踏み出した形をぜひ、こちらからは言えなくてもそれを引き出すような話し方、持っていく方をぜひ、対応していただいて、村民に分かりやすく説明していただけるようなあれがあればいいかなということは思いますので、ぜひ、我々も協力しますので、ぜひ、そういう形でいつまでも放置せずに、何らかの形で踏み出せるような形を取っていただければありがたいかなと思いますので、よろしく検討をお願いいたします。

◇ 唐 澤 徳 治 君

○議長（後藤明宏君） 次に、3番、唐澤徳治議員の発言を許可します。

3番、唐澤議員。

〔3番 唐澤徳治君登壇〕

○3番（唐澤徳治君） 議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

現在の高山村政に対する村長の意気込みについてと題しまして、最近村長の体がスマートになり、体調の不良のせいかわかりませんが、以前と比べて村政への意気込みが下がっているようにお見受けします。村長としての現在のご自身のモチベーションをどう捉えているか、お聞かせください。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 私の健康に気遣っての質問、ありがとうございます。

唐澤徳治議員の質問にお答えいたします。

私もちょっと体重が多くなり過ぎて、診療所の先生にもっと減らさなければいけませんよという、行くたびに叱られるんですけども、そのおかげで16キロ減量に成功したところで、ちょっと体力が落ちたのかなというふうに感じます。また、高齢でありますので、なかなか反応も遅くて皆さんに迷惑をかけることがあろうかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、唐澤徳治議員からの質問にお答えいたします。

3期目の最後の年を迎えておるわけでございますが、引き続き村民福祉の増進のための施策を推進するとともに、第6次総合計画を基本とした各種施策に取り組んでいく所存でございます。特に本年度予算編成に当たっての重点的取り組むべき4つの項目につきましては、強力に進めてまいりたいと考えておるところでございます。具体的に進めるべく施策の一端を申し上げますと、まずはいつ起こるかもしれない災害に対し村民の命を守る、そして、その支えとなる職員の命を守るための防災拠点施設の庁舎建設が一丁目一番地と捉えております。これにつきましては、議会議員皆さんの綿密な協議の上取り組んでまいる所存でございます。

次に、村の資源を有効活用できる地域産業の成長に関する事、これは先ほど渡邊裕治議員のご質問にお答えした自治体プロモーションと重なるところではございますが、高山村に存在する自然、歴史、文化、食、観光、特産品、産業など様々な取組を考えてなくてはなりません。そんな中で、このたびの高山きゅうりが地理的表示（GI）としての登録されましたことは、オーガニックビレッジ宣言やワインなどの果実酒の製造に関する工場改革特区の認定に続き、大きな村のブランド力の強化につながるものと自負しております。ほかにもフードファクトリーではブルーベリーソースやアレルギーフリー・クッキー、試作中のルバーブジャムや枝豆味噌等といった加工品がヒット商品となることを期待しておるところでございます。

また、ブランド力を考えますと、県立ぐんま天文台の協力活用、ロックハート城とのコラボ、高原牧場の環境整備による観光客の誘致や森林を活用した木育活動など高山村が持つ魅力、個性を生かすことでそれぞれの住民が資源の価値を再認識し、誇りと自信を持ち、守り育てていくような施策を計画的に取り組んでいかななくてはならないと考えております。

脱炭素化事業に関する事につきましては、現在も事業を進めておるところでございますが、星空保護区につきましても他地域との差別化やブランド力の向上につながる事業と捉え、

引き続き推進してまいりたいと考えております。

中心地づくりの着実な推進につきましては、さきに申し上げた事業と関連づけながら取り組んでいきたいと考えております。

なお、重点項目以外におきましても移住定住対策関連では移住定住促進事業、住宅取得費補助金事業及び五領地区宅地造成事業、人口減少対策を含め取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の意気込みといたしましては、残された任期を粉骨砕身し、職務を全うしてまいる所存でありますので、引き続きご協力くださいますようお願いを申し上げ、唐澤徳治議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 村長、答弁ありがとうございました。

高山村にも庁舎問題、義務教育、ふれプラ問題、いろいろ構想、あります。やらなければいけない事業が大変ありますけれども、任期在任中は今まで以上に眉毛を示して頑張っていたきたい。私たちも全力でサポートしますのでよろしくお願いします。

○議長（後藤明宏君） 引き続き、3番、唐澤徳治議員の発言を許可します。

唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 議長に再び許可を得ましたので、質問させていただきます。

2つ目の質問は高山高原牧場の今後の運営についてということです。

村の管理人不足、後継者の確保、課題、羊放牧への転換とのことでしたが、その後は具体的にどうなったのでしょうか。それは、村民の多くが気にしている問題です。今の現状と今後の管理人確保、後継者育成を踏まえお聞かせください。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 唐澤徳治議員への質問にお答えいたします。

本牧場は以前から管理人の後継者確保などの課題もあり、令和4年度に羊放牧の提案がございました。可能性を模索してまいりましたが、牧草地の放牧で羊の使用は肉質などの問題もあり、現在は白紙状態となっております。この羊の放牧に向け、繁殖和牛の受託を縮小してきたため、令和4年度の延べ放牧頭数は2万3,400頭でしたが、令和5年度は1万5,200頭まで減少してしまいました。令和6年度は羊の放牧を白紙化し、これまでの繁殖和牛の受託に戻したことにより延べ放牧頭数は1万8,800頭と前年度比3,600頭の増加となりました。

令和7年度はさらに増え、2万頭を大きく超えるものと見込んでおります。しかしながら、以前からの課題である管理人の確保について現在牧場を管理している方もあと数年しかできないというお話をいただいております、後継者の確保が急務となっております。この後継者の確保には地域おこし協力隊制度を活用し、牧場管理に特化した人材かつ将来的に本村で畜産経営を目指す人材を早急に募集してまいりたいと考えております。

牧場管理には牛の個体管理のほか大型機械による採草など専門性の高いスキルが求められるため、現在の管理人にお手伝いいただける期間中に後継者の育成をお願いできればと考えております。

隊員任期終了後は本牧場の管理人として牧場管理を行いつつ、自身の起業に向けた準備を行いながら、次の後継者を育成することで本村畜産業の担い手確保、畜産振興に資する仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、唐澤徳治議員の質問にお答えいたしました。

○議長（後藤明宏君） 3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 村長、答弁ありがとうございました。

羊放牧は白紙ということで、繁殖和牛に戻し、年々頭数が増えているということを知り安くなりました。

管理人の問題、これからまだありますけれども、高山村の基幹産業である農業においても後継者問題、不足というのは全体的に取り組んでいかなければいけない問題かなと思われまします。そのときを誤ることなく確実にやるように協力して努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◇ 松 井 陽 威 君

○議長（後藤明宏君） 次に、4番、松井陽威議員の発言を許可します。

4番、松井議員。

〔4番 松井陽威君登壇〕

○4番（松井陽威君） 議長から発言許可が下りましたので、質疑をさせていただきます。

質問事項は、村の活性化に向けた天文台との連携についてであります。

村外の人に対し、高山村をご存じですかと尋ねたときに天文台があるところと答える人が

数多くいます。本村にとって同天文台が研究施設であると同時に一般人も利用可能な教育施設であることは大変ありがたいことであり、村を活性化するためのツールとしてもっと活用すべきと思います。県立ぐんま天文台はその名のとおり県の施設であることを踏まえて、村として県内外を問わずどのようにPRを行っているのか、天文台と協議の上、有効な観光利用を行っているのか、以上について伺います。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 松井議員の質問にお答えいたします。

県立ぐんま天文台は1999年、平成11年7月に全面オープンし、昨年開館25周年記念を迎え、同年7月27日で入館者数80万人に到達いたしました。また、令和7年3月1日よりネーミングライツを導入し、名称キーテクノロジーぐんま天文台となりました。

天文台との連携については、高山村も含めた近隣7市町村が加盟している星空観光推進連絡協議会という組織により、年1回の総会や年3回の研修会や情報交換などを実施しております。また、天文台、北毛青少年自然の家、高山村の3団体による意見交換の場も年1回実施しており、連携や協力関係の維持、強化、施設利用者を含む来場者の増加が図られるようにより努めております。そして、村が県外等のイベントに参加した際には、直接目で観察できる望遠鏡としては世界最大級である150センチの反射望遠鏡を備えた天文台が高山村にあることをPRし、星のきれいな高山村として誘客につなげていきたいと考えております。

天文台でも小中学生による星空観望会なども教育学習のほか観光であるロケ等の誘致にも積極的に情報を発信して行っております。村と天文台との連携により、さらなる相乗効果による誘客増に努めてまいりたいと思っております。

以上、松井議員の一般質問へのお答えといたします。

○議長（後藤明宏君） 4番、松井議員。

○4番（松井陽威君） 村長、答弁ありがとうございました。

様々な方法で天文台のPR活動等を実施していることは分かりましたが、それらの組織や活動が形骸化することなく、実効性があるものであることを願います。また、同天文台が首都圏内に位置している地理的有利性や150センチ反射望遠鏡の存在は最大の魅力であり、この施設の高いステータスを考慮したとき、まだまだ改善、工夫の余地ありと思います。

全国で数万人と言われている岩盤層の天体愛好家と、その家族を始め星空に興味がある人々等をさらに積極的に呼び込み、その入館者、これは25年間で80万人ということは単純

計算で年間3万2,000人となります。その人たちをさらに村内の直売所等の観光施設へ誘引するための仕掛けを考案していただきたいと思います。

例えば、天文台の入館券を村内での買物や施設利用の割引券とし、入館者の優遇措置を行う。天文台入館者に対して村内を満喫できるプランを提示する等、天文台と十分に協議し、訪れた人々に村内の魅力をもっと知ってもらおう努力と工夫をお願いします。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 松井議員のおっしゃるとおり、キーテクノロジーぐんま天文台は都心から150キロ圏内に位置している地理的優位性や北海道を除く東日本最大の150ミリの光学反射望遠鏡を設置しているところはほかにはございません。魅力たっぷりでございます。この施設の高いステータスを考えるとまだまだ工夫の余地があると思います。今後天文台や村内にあるその他の施設等との連携をしながら、高山村の魅力をもっとアピールできるよう検討していきたいと考えております。

◇ 平 形 玉 緒 君

○議長（後藤明宏君） 次に、2番、平形玉緒議員の発言を許可します。

平形議員。

〔2番 平形玉緒君登壇〕

○2番（平形玉緒君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私からの質問は、ふるさと納税返礼品の現在と今後についてです。

ふるさと納税返礼品につきましては、担当部局始め村内生産者のご協力の下、ご尽力をいただいております。昨今の米の価格高騰により、昨年続き今年も返礼品としての米の需要が高まっているはずですが、返礼品としての米の確保、新たな返礼品発掘、検討についてお聞かせください。

○議長（後藤明宏君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 平形玉緒議員からご質問いただきました。お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の関係ですが、お米の返礼品については現在高山村のブランド米、

月あかね生産組合組合員の方に令和7年度産米のご協力をお願いしているところであります。月あかね生産組合のお米はおいしいお米として多くの方から大変ご好評をいただいております。また、ほかの自治体ではお米の調達ができなかった自治体もあると聞いておりますので、あらかじめお米をふるさと納税用として確保が可能な組合員の方にお願ひし、お米を確保していただくとともに今年の収穫が始まる9月中下旬頃までに予約注文としてふるさと納税用のお米を募集して、その後に余剰米があるようであれば追加注文を受けるといった形を取りたいと考えております。返礼品の確保については、寄附をいただいたのに返礼品が発送できないという事態が起きないように数量を限定するなどの方策を考えております。

また、新たな返礼品の発掘については、返礼品としての登録するには総務省が定めている地場産品基準に該当する必要があります。総務省が地場産品基準であるとみなさないものは返礼品として取り扱うことはできません。返礼品として適当であると考えておられるもの、サービスについては役場の担当者からお声がけしたいと考えております。

以上、平形玉緒議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） 村長、答弁ありがとうございました。

高山村は飛騨高山や長野の高山村に比べ、ネームバリューがない上にテレビに取り上げられても一過性のもので、持続性がありません。また、ふるさと納税のホームページを見ても視覚から訴えてくるものが何もありません。

米が特産物である、ブランド米があるということでしたが、ホームページにはその画像すら載っていません。米が不足している今こそがふるさと納税を増やすチャンスなのではないでしょうか。

それとも、ホームページに載っていないということは、今年度は今年度としてこれまでの納税予定分の米は予定数に達してしまったという解釈でよろしいでしょうか。もし、そうだとすれば、昨年の新米ができる前から米不足が騒がれていたわけですので、もっと多くの米が確保できるよう早く手を打つべきだったのではないのでしょうか。それに、米不足が騒がれているのはここ1年で、以前は減反政策をするほど米は余っていたはずですが。高山村には古米や古古米はないのでしょうか。もし、あるとしたら、それをふるさと納税の返礼品として使うことはできないのでしょうか。

また、昨年の11月にふるさと納税を増やすため、丹波山村に視察に行っているはずですが、それが生かされた新たな返礼品は生まれたのでしょうか。何でも記憶の新しいうちに取り込

まなければ、視察に行っただけのものになってしまいます。ホームページを見る限りでは、いまだに真新しいものが見つかりませんが、いかがでしょうか。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ふるさと納税サイトの返礼品が視覚的に訴えてくるものがないというのは反省すべき点だと受け止めております。

米の返礼品が載っていないとのご指摘については、ふるさと納税サイトでは返礼品として現在受注をしていないものは比較表示にするのが一般的であるため、下げております。

もっと多くのお米を確保できるよう早く手を打てなかったのかというご指摘については、令和6年度産のお米が出回れば価格は安定すると考えておりましたが、逆に高騰が続いているという結果となり、対応は後手となってまいりました。令和7年度産のお米については、現在月あかね生産組合にお声かけをしている最中ですが、ふるさと納税として出すことのできる量は決まり次第募集を開始したいと考えております。

古米、古古米を出すことについては、現在ふるさと納税の返礼品として登録しているものは月あかねとなっており、古米、古古米を一般的なお米として出す場合には、制度的には村内で生産されたお米であれば返礼品として取り扱うことが可能であると思っておりますが、その前に別枠の新規の返礼品として総務省に申請する必要があると思っております。申請の機会は年に数回と限られているため、すぐに返礼品として取り扱うのは難しいと考えています。

山梨県丹波山村の視察では、薪や桃、ウイスキー、原木マイタケといった返礼品が人気であったと視察に行った職員から聞いております。その中で取り入れるべきものは取り入れたいと思っておりますが、ふるさと納税の制度下で返礼品を選択するには総務省の定める基準に適合しているのか、配送に耐え得るか、寄附者の下に確実にお届けできるものなのか等を基準として考えております。

以上、平形議員に対する答弁といたします。

○議長（後藤明宏君） 2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） 納税者は還元率上限30%を頭に入れ、コスパのよいお得感のある返礼品をくまなく調べているようです。還元率30%も含め、早急に魅力ある返礼品を生み出してほしいです。スピードを重視し、結果を出してもらいたい。今後の報告を期待しています。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 以上で、一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（後藤明宏君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、6月5日から6月9日までの5日間を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、6月5日から6月9日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（後藤明宏君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は6月10日火曜日、午前10時から開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時48分

令和7年6月10日（火曜日）

（第2号）

令和7年第2回高山村議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年6月10日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議案第32号 高山村住民基本台帳施行条例の一部改正について
日程第 2 議案第33号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について
日程第 3 議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）
日程第 4 議案第35号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 5 議案第36号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 6 議案第37号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7 議案第38号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）

議事日程（第2号の追加1）

- 日程第 1 発議第 1号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案
日程第 8 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
日程第 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	佐藤晴夫君
7番	後藤肇君	8番	山口英司君
9番	平形富二夫君	10番	後藤明宏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（後藤明宏君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第1、議案第32号 高山村住民基本台帳施行条例の一部改正についてを議題とします。

本件は6月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を始めます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

日程第1、議案第32号 高山村住民基本台帳施行条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第2、議案第33号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について

てを議題とします。

本件は6月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

平形議員。

○9番（平形富二夫君） 上州高山ふるさと寄附条例一部改正について質問をいたします。

変更の内容は、第2条第1号から第5号までの次のように挙げられております。

1番として、産業観光に関する事業。

2番として、子育て、学校教育、青少年育成に関する事業。

3番として、福祉、医療に関する事業。

4番として、道路、河川、森林、上下水道、環境、住宅、防災・減災に関する事業。

5番として、協働、社会教育、文化、デジタルに関する事業と新しく項目がなされております。

寄附する方がこれを見て、この部分にお金を使ってもらいたいということで大変いいことだと思います。

しかし、高山村では、他町村と比べてかなり低い金額で今の基金があります。

今の基金は1,266万5,000円であり、上州高山ふるさと寄附条例の一部の改正で、こういう新しい条例をつくったことでどのような相乗効果を見込んでいるのか、執行部にお尋ねをいたします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えします。

上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてですが、今回の改正は、総合計画が第5次から第6次に移行したので、それに合わせて寄附者が選択できる寄附金の使途分野を分かりやすく改正するものになります。

以前に比べ、寄附者がどの分野の使途にしたらよいのか分かりやすく明確に選べるようにしてあり、その点では相乗効果があると考えております。

説明は以上となりますがよろしくお願いたします。

○議長（後藤明宏君） 平形議員。

○9番（平形富二夫君） 課長、答弁ありがとうございます。

新しく細かく名目は事業をされておりますので、これが相乗効果として、少しでも寄附が多くなることを願って終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号～議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第3、議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）から日程第7、議案第38号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題とします。

本件は6月4日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に議案第34号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

2番、平形玉緒議員。

○2番（平形玉緒君） 議案書25ページです。

歳入の19款繰入金、2項基金繰入金8目上州高山ふるさと基金繰入金です。

上州高山ふるさと基金繰入金100万円についてですが、企業版ふるさと納税があり、基金に入れられております。この今回の基金の用途について指定はありましたか、お願いします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 平形玉緒議員からのご質問にお答えします。

上州高山ふるさと基金繰入金についてですが、今年4月30日に企業版ふるさと納税におい

て農事組合法人赤堀町養鶏組合の親会社である株式会社境野養鶏代表取締役社長の境野氏より100万円の寄附がありました。

この企業版のふるさと納税は、令和5年度から始めまして、今回初めての寄附となりました。

寄附の用途についてですが、学校給食に充ててほしいと指定がありました。

説明については以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 平形玉緒議員。

○2番（平形玉緒君） 課長、説明ありがとうございました。

今日も中学生が来ています。おいしい給食をお願いいたします。

それと、寄附という言葉が出ましたので、ふるさと祭りの花火についてなんですけれども、従来どおりの口座に入れる方法と集金等に併せてQRコードでの寄附金をお願いしたいと思えます。そうすれば、全国から教え子も含めて集まると思うのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 先ほど、ふるさと祭りの花火の寄附の関係で、QRコードとご提案がありました。こちらにつきましては、来年度以降そちらの導入に向けて検討していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 議案34号の27ページ、村史編さん事業の業務委託費について質問をいたします。

村史編さん事業で、業務委託料が627万円の減額になっておりますので、その説明と、また、村史編さんは冊子にして毎戸配布ということがありますけれども、以前、広報たかやま縮刷版については電子化をしてあります。

今回、村史編さんについてもDXの一環として電子化が含まれているのか、また、ホームページ上で見られるなどの対応はしているのか質問をいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤好君） 平形議員の質疑にお答えを申し上げます。

村史編さん事業は令和元年度に契約を締結しておりまして、その当時は電子化された媒体による公開は考えておらず、冊子による全戸配布として契約を交わしております。

ただし、成果品のPDFデータは提供されますので、これをホームページに載せるといっ

たことは可能であると考えております。

それから、627万円、村史編さん事業を今回の補正予算で減額となっておりますが、ここにつきましては、令和元年からの継続事業としてございます。本来であれば、継続事業でございますので、逡次繰越しの処理、これをすれば用が足りるということでございますけれども、私ども事務のミスによりまして、当初予算にも計上してしまったということでございます。

二重計上となってしまいましたので、当初予算については減額ということでさせていただきました。今後は、このようなことがないように注意をしまいたいというふうに思います。ご理解をお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 二度とこういうことのないように、緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、議案34号のページの31ページであります。

中学校教育振興事業として備品費16万円。

また、33ページの村民体育館施設管理事業の備品購入費53万5,000円であります。

備品を購入するのはいいことだと思いますけれども、この管理は、中学校と村民体育館でどのように管理しているのかお尋ねいたします。

また、備品の購入はどのようにしているのかお尋ねします。

前回のときに職員の方から、いろんなところから見積りを取ると安く購入できると自慢話のようにお話を聞きました。その辺もよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 平形議員からのご質問にお答えさせていただきます。

今回、中学校の備品、それから村民体育館の備品ということで、分けてスポーツ関係の備品を購入するというので補正のほう上げさせていただきました。

村民体育館で主にスポーツ用品のほうをそろえるわけですがけれども、現在、村民体育館では中学校で購入した備品、それから教育委員会の社会体育のほうで購入した備品、それからスポーツ協会、こちらで購入した備品の3種類が管理されているということになります。

管理自体は、中学校、それから教育委員会、それからスポーツ協会のほうで管理をいたしますけれども、村民体育館では、中学校の部活、それから授業、それから小学校スポーツ少年団の活動もあります。それと、社会人になったスポーツ協会の方々の活動、それと、教育

委員会や村がするスポーツの活動と多岐にわたっております。

こちらについては、管理はそれぞれが行っておりますけれども、それぞれの団体が自由に使えるように管理をさせていただいております。

これからもそういった形で有効利用できるような形で管理のほうを行っていきたいと思います。

また、購入の方法につきましては、村の財務規則等に基づきまして、見積りの徴収、それから金額が大きいものになりますと指名競争入札や一般競争入札をさせていただいて、業者の選定をさせていただいて、なるべく安いところから購入ができるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 課長、答弁ありがとうございました。

子供たちが勉強も部活動も少しでもよい環境で学べる場所づくりが、行政の仕事だと思います。

私たち議員も全面的に協力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案34号の27ページの役場庁舎整備調査事業の1,736万9,000円の質問は、ほかの議員さんが、2人の方がやるそうなので私はしませんけれども、1つだけ質問させていただきます。

この整備調査費は、対象は役場庁舎と小学校というお話を聞きました。

調査をした結果、もしも庁舎は小学校でいいとなった場合、中学校の調査もしておいたほうがいいんじゃないかなと私なりに思いました。

今、出されているこの予算は役場と小学校の調査と聞いております。

答えが小学校になったときに、中学校へ調査にすぐ入れるのか入れないのかその辺が心配なので、一言だけお願いをいたします。

あとは、2人の議員さんが質問するそうなので、そちらのほうで答弁をしていただきたいと思います。

その点だけよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

今回挙げてある調査費、これにつきましては、庁舎の整備、これは必要であろうということと進めたいというものでございます。

今のところ、その整備方針、これは決めておりません、白紙の状態でございます。

検討されるのは、以前議会のほうから要望のありましたこの庁舎の改修、それから既存施設への移転、また新しい場所を求めての移転新築と、この3案で検討するということで了解をしております。

今回の調査費については、この3案、3案というか3つの方法と言うんですか、これについてそれぞれ可能であるかどうか、また、どういった改修をすれば幾らぐらいの費用がかかるのか、その方針を決めるための判断材料としたいというものでございます。その調査を見てからということになります。

この移転、小学校、今のところ想定はしておるわけなんですけれども、公共施設、入れる施設として真っ先に考えられるのがいぶき会館、それから小中学校、両方あると思います。それからはパース大学の後の施設、このくらいかなというふうには考えております。

ただ、全ての施設を調査することは可能であると思っておりますけれども、ここには大変高額なお金がかかってございます。

3施設でこの金額がかかってまいりますので、全てにこの倍はかかってしまうんだということございまして、移転については、取りあえず、住民説明会の結果声の大きかった小学校、そこを取りあえずは調査をしたいということでございます。

その結果等々、また、議員さんとも相談をさせていただくことになりますけれども、違う施設の調査も必要だということになれば、それは追加をして調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 9番、平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 総務課長、ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

3番、唐澤徳治議員。

○3番（唐澤徳治君） 議案書33ページですか、10款教育費、4項のこども園と5項の社会教育施設、漏水調査業務委託料ですか、どちらも漏水調査であります、その漏水調査の方法と、これまでも漏水調査を何か所も行ってきたのか、それと今後の対応ですか、30年経過していますけれども、それをお聞きしたいです。お願いします。

○議長（後藤明宏君） 教育課長、お願いします。

○教育課長（飯塚優一郎君） 唐澤議員からのご質問にお答えさせていただきます。

この費用ですかね、凍結かも分からないんですけども、いぶき会館とこども園のほうで漏水をしているということが分かりました。これの特定については、建設課のほうで水道の料金のほうを算定するのに検針を回っておりまして、それで水量が普段よりも多くなったということで、メーター器等を確認すると、常に水が少しずつ流れ出ているということで確認しました。

職員のほうで現地調査のほうをさせていただきましたけれども、恐らく埋設管等の漏水であるということで、漏水箇所の特定ができません。水道料とか下水の使用料のほうが高額になる可能性があるので、早急に漏水箇所のほうを特定して修理のほうをしたいということで、現在、補正の予算のほうをご提示させていただいております。

調査の方法については、漏水調査士さんがいる業者のほうに契約させていただきまして、漏水の調査の方法といたしましては、音聴棒という棒を使って水道管が入っているところの音を聞いて漏水の箇所を特定する方法、音が分からなかった場合は、水道管の中に特殊なガスを注入して、ガスが出たところをガス検知器で調査するというような方法が考えられます。

公共施設でも何度か、以前も漏水箇所があつて、特定できないときは漏水調査士さんのほうにお願いして、漏水箇所を特定して修理のほうを行っているという実績がございます。

水道施設、水道管等につきましては、一般的に耐用年数が40年というふうに言われておりますので、いぶき会館とこども園についてはもう少しで耐用年数と言われていると思います。一般的に耐用年数と言われているんですけども、厚生労働省のほうで出している更新を考える目安として公表されているもので、一般的には埋設管なんかだと50年から100年ぐらい正常なまま使えるという部分もございますので、当面は、漏水が発見された場所を特定して、事後的な補修になりますけれども、補修のほうをさせていただきたいという方針で考えております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 3番、唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 丁寧な説明ありがとうございました。

築30年からたってますから、そういう場所も増えるかもしれないですけども、一番いい対応でやっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 議案34号、議案書27ページでございます。

役場庁舎整備調査事業について、今回補正案件として、新規に役場庁舎整備調査事業が計

上されました。これについて2点ばかり質問をさせていただきます。

1点目としまして、調査に至った経緯について。

それから2番目について、調査の位置づけ、これと、役場庁舎整備の今後の進め方について、以上2点よろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 飯塚議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、最初に役場庁舎のこれまでの経緯について簡単に申し上げます。

平成29年8月に震度6以上の地震で、倒壊または崩壊する危険性があるとした役場庁舎の耐震診断結果を受けまして、役場庁舎の検討を開始いたしました。

令和2年には役場庁舎整備検討委員会を設けまして、庁舎の整備案について他市町村の事例や概算の見積書などを参考に、現庁舎の耐震補強、現庁舎の場所に新築、既存施設への移転、新たな土地を求めて新築、この4案に絞って検討することといたしました。また、コロナ禍もあり、断続ではございましたけれども、報告、協議を議会の方々とも行ってきたところでございます。

その協議の中で、庁舎の整備の方針については、住民意見を反映させるべく、整備方針に係るアンケートを実施すべきであるという提言をいただきました。住民アンケートを実施するためには、最低でもどういった整備をすればどのくらいの費用がかかるかといった、住民が判断できるだけの資料が必要だというふうに考えまして、令和4年になります。このときから専門家に委託して調査することを予定しておりました。見積りを徴しましたところ、その費用は、その当時1,600万円というところでございました。

折しも、別事業で脱炭素化事業を民間活力を活用して実施できるかどうかを検証するPPP可能性調査が進められておりまして、村内で2番目に多くの二酸化炭素を排出している役場庁舎にその検討に加え、ふれあいプラザと一体的に検討することとなりました。

令和5年10月可能性調査の中間報告として整備案が示され、その中では、道の駅に二階建ての施設を建てて、ふれあいプラザと庁舎が入るという案が示されました。ライフサイクルコスト的にベストであり、加えて村の中心地と位置づける道の駅に集約することで、村民の利便性向上も見込まれるとするものでございました。

その後、役場調査整備検討委員会での協議、議会での報告協議をしてまいったところがございますけれども、協議の中で住民説明会を開催してはどうかということとなりまして、本年1月末から約1か月間住民説明会を行いました。かねてより、ふれあいプラザと庁舎の一

体的整備には問題があると議会からもご指摘をされておりましたが、住民説明会におきましても同様の声が多く聞かれたため、一体的に整備するというについては白紙とし、庁舎単独で検討を進めることといたしました。これを受けまして、調査整備に関する調査を行いたいというものでございます。

想定している調査内容は、先ほど平形議員の答弁でも申し上げたとおりでございますけれども、現庁舎の改修をした場合の改修概要と概算費用、それから既存施設への移転をした場合の改修概要、それから概算費用、同じく、移転、新築をした場合の建築のこの概要と概算費用、これを求めるものでございます。それぞれの整備案の基本構想的なものになるのではないかなというふうに考えてございます。

また、既存施設への移転の既存場所につきましては、これも繰り返しになりますが、中学校校舎を義務教育学校として使用し、空いた小学校校舎に役場庁舎機能を移転させてはどうかという意見が、住民説明会でも多く寄せられておりました。そこで、まずは小学校校舎に絞って検討を進めたいと思っております。

また、この調査の位置づけといたしましては、整備方針を決定するためのその判断材料とするためのものと考えておきまして、結果につきましては、逐一議会へもお示しをいたしまして、ご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

十分調査が尽くされたならば、何らかの方法によりまして住民の意見を反映することも考えてまいりたいというふうに考えてございます。

また、整備方針が決定したならば、その方針に基づきまして、具体的なスケジュールや費用、これを積算いたしまして財源のめどが立ったならば、設計、施工と進めてまいりたいというふうに考えてございます。

大変長くなりましたが、以上のようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 経過については大変よく分かりました。

基礎調査は施設を建設するため、非常に大切なものだと思います。ぜひ、今後の方針の決定のためにも、しっかりと調査のほう進めていただきたいと思います。

それから、平形議員からの話もあったんですけども、当面は小学校を対象としたもの、ここをしっかりとやるということでございますが、お話があったとおり、いぶき会館周辺等、ほかにも候補地はいっぱいあると思います。

ぜひ、他の候補についても同時並行的に進めて、役場の立地としてベストな選択ができる

ような資料を整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 同じく、議案書27ページの役場庁舎整備調査事業について質問したいと思います。

今回、1,700万円という金額でこの調査をするという補正予算が出てきたんですけれども、これまでの経緯からすると少し性急過ぎるのではないかと考えています。

まず、1月、2月に先ほど説明があったように、住民説明会がありまして、その後、全ての住民の意見をということで、200ページほどにも及ぶ報告書が出てきました。それを要約して出てきたものが、25ページ、各地区の意見を集約したもの、これが5月20日の全員協議会のときに出てきました。1月、2月に住民説明会を開いて、3、4、5と。3月のときにはまだ予算が出てこなくて、5月、この全員協議会のところで説明があって予算化が出てきたと。

それぞれ、住民説明会で住民の意見を聞いて、どのような課題があるのか、そして、執行部側がこの検討に関して、どのような過程でやったのかお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 大分眠いかと思いますけれども、なるべく目をぱっちり開けて見ていただきたいと思います。

ただいま渡邊議員によりご質問がございました。

多様な意見や立場の中で、三役の意見は一致されております。

教育長が示している義務教育学校につきましては、今後、協議を進めているわけですが、まずは庁舎優先として協議を進めていきたいと思っております。

課題ということではありますが、先ほど飯塚武久議員のご質問にお答えしたとおり、整備方針決定後の具体的なスケジュール等が課題になってくるものと考えております。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございました。

これだけ重要な決定事項ですから、三役の相談とはいえ、ある程度議事録というかその要約、論点整理したものを残していただいているんだと思うんですけれども、その辺はいかが

でしょうか。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 渡邊議員のご質疑に答弁させていただきます。

それぞれ、その都度協議は重ねておるわけでございますけれども、その会議録というのは特に残してはございません。メモ書き程度のものということにはなりますけれども、三役、それから関係課長、この意思については統一をされているというふうに認識をしております。

検討委員会等々でもいろいろと調査を進めてまいりましたが、その結果そこで出した結論もでございますけれども、ただ、現在はそれは全て白紙に戻してということになってございます。今は、そういった方針も全て考えておらず、白紙の状態から、まずは調査から進めてまいりたいとそういったことでございます。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、ありがとうございます。

以前、私、一般質問で、新型コロナの件で質問をしたときに、こういう重要な決定事項は後々大事なことでありますので、ぜひ議事録を残してくださいとお願いをしたと思います。

やはり、その決定過程が、これからこの庁舎建設に至るまで一番大事な部分になるかと思っておりますので、ぜひそこは今後残していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありますか。

8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 該当項目は議案第35号です、令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

議案書の42ページ、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業補助金220万円についてです。

本案件は、国の社会保険制度についての問題です。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度です。なぜ、子育てが終わっている方などや高齢者が子ども・子育て支援金制度の対象になるのか疑問に思う方も多いのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

今回、補正案件として、子ども・子育て支援金制度施行に伴うシステム改修費220万円が計上されていますが、支援金制度についてお尋ねをいたします。

1つとして、支援金の支給内容について。

もう一つとして、制度施行に伴う財源等について。よろしく説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤明宏君） ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時45分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

一般会計から農業用水事業特別会計までの質疑を再開いたします。

8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 先ほど中断してしまいましたので、再度質問の部分から入りたいと思います。

今回、補正案件として、子ども・子育て支援金制度施行に伴うシステム改修費220万円が計上されております。その支援金制度についてお尋ねいたします。

1つは支援金支給内容について。

もう一つは制度施行に伴う財源等について。ご説明をお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（金井 等君） 山口議員のご質問にお答えいたします。

少子化、人口減少は我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかのラストチャンスとされ、令和5年12月22日、こども未来戦略の閣議決定において、総額3.6兆円に及ぶ子ども・子育て支援加速化プランが取りまとめられました。その後、子ども・子育て支援制度の創設を内容に含む法律が令和6年6月12日に成立し、社会全体で子ども・子育て世帯を応援していくため、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部に子ども・子育て支援金が充てられます。

支援金制度は、少子化対策の特定財源であり、3.6兆円のうち1兆円程度を確保し、支援金は、医療、介護の徹底した歳出改革と、賃上げによる実質的な社会保障負担軽減効果の範囲内で導入することとされており、令和8年から令和10年度にかけて段階的に構築すること

とされ、ご高齢の方や事業主を含む全世代、全経済主体から、医療保険料と合わせて所得に応じて拠出していただくものであります。

支援金に充てる事業でございますが、令和6年10月より児童手当の抜本的な拡充として、所得制限を撤廃し、支給対象を高校生年代まで延長し、第3子以降は3万円に増額されております。令和7年4月からは、妊娠、出産時に10万円の経済支援として、妊婦のための支援給付金が制度化され給付が始まっております。

また、子供の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付と合わせて最大28日間手取り10割相当となるよう出生後休業支援給付の創設がされております。あわせて、育児時短就業給付として、2歳未満の子供を養育するために、時短勤務をしている場合に時短勤務中に支払われた賃金額の10%が支給されております。

このほか、乳児等のための支援給付として、月一定時間までの枠内で時間単位で柔軟に通園が可能となるこども誰でも通園制度が令和8年4月から創設、給付化され、また、令和8年10月から、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置として、自営業等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間、保険料が免除されます。

事業の内容については以上となりますが、支援金制度は令和8年度から10年度にかけて段階的に構築するまでの間は、これらの事業に必要な費用については、子ども・子育て支援特別公債を発行し補うこととなっております。

以上、山口議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） どうもありがとうございました。

この件についてなんですけれども、後期高齢者医療保険制度だけでなく、全体の保険制度について、今後は医療保険料と合わせて徴求するような、そういった形になるものなんでしょうか、その点お願いします。

○議長（後藤明宏君） 住民課長。

○住民課長（都筑喜久雄君） 令和8年度から、まず、協会けんぽのほうからプラス250円が上乗せ徴収になります。次に、健保組合がプラス300円、共済組合がプラス350円、国民健康保険ではプラス250円、そして後期高齢者医療制度ではプラス200円、これは令和8年度から上乗せで徴収されるというものでございます。

以上です。

○8番（山口英司君） ありがとうございます。

先ほど、金井課長の説明の中にありましたように、少子化、人口減少は我が国が直面する最大の危機であるということです。社会全体で、子供、子育て世帯を応援するための高齢者や事業者を含む全世代、全経済主体から医療保険料を合わせて拠出することで応援していきたいと、そういうふうに考えます。

これで第1点は終わりにしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

議案第37号の令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）、67ページです。

五領地区団地造成事業費2,140万円です。

増額補正案件として、五領下ノ宿第2地区宅地造成工事費2,140万円が計上されている件についてお伺いいたします。

工事費2,140万円を増額補正したその理由と今回の販売区画数、また、1区画当たり概略の売出し金額と概略の面積について伺います。

それと、五領下ノ宿の分譲が本宿田中団地の売れ残り分に与える影響をどのように考えているか、それについても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 山口議員からのご質問にお答えします。

五領下ノ宿第2地区宅地造成工事費2,140万円の増額補正の理由についてですが、議案調査の中でも説明をさせていただきましたが、昨年度予算で宅地造成工事に伴う実施設計をしてもらったのですが、当初予算入力段階では事業費が確定していなく、つかみで工事請負費予算で5,000万円を計上しておりましたが、令和7年度に入ってから単価改正等により、新たに試算をしてもらいましたところ、人件費や資材高騰等により工事費や委託料等に不足が生じることが判明し、14節工事請負費で2,000万円を増額、12節委託料で施工監理業務委託料を140万円増額し、合わせて2,140万円の増額補正となりました。

また、今回の販売区画数12区画を予定しておりますが、面積につきましては、計画では最小で91.88坪、最大で93.63坪、平均で93.03坪くらいの大きさで考えております。

また、概略の売出し金額等につきましては、本宿田中団地が坪2万5,000円で売り出しておりますが、そのあたりを参考にして今後検討していきたいと考えております。

次に2つ目の質問の、五領下ノ宿の分譲が本宿田中団地の売れ残り分に与える影響をどの

ように考えているかについてでございますが、本宿田中団地につきましては、広めの区画を造成するよう議会から提案がありまして、119.27坪から124.93坪の分譲地6区画を分譲し、このうち124.95坪の土地で契約が成立し、117.84坪の土地で問合せがあり、申込書をもっていつておる状態であります。五領下ノ宿のほうが平均で93坪くらいと小さめとなっておりますので、今後の販売状況の様子を見ながら検討してまいりたいと思っております。

説明は以上となりますが、よろしく願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 8番、山口議員。

○8番（山口英司君） 詳細な説明ありがとうございました。

下ノ宿団地のほうが多少コンパクトなものになるかなとそういうふうに思います。

それで、場所的に考えますと、役場が近い、小中学校が近い、それから、診療所がある、歯医者があるとそういった形で、やはりこちらのほうが、これは予想ですけれども、そんなに苦労しないで申込みがあるのかなと、あってほしいなというふうに思うわけなんですけれども、そうすると、結局、本宿田中団地、1件契約で1件が問合せがあるということで、その2件契約になったとしてもまだ4件残っていると。

以前から他の議員が話ししていましたように、これについては思い切った販売計画立てないと、今後についてもまた塩漬けになってしまうとそういった懸念がありますので、その辺よく考えていただきまして、取り組んでいただけたらと思います。

以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑、7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 先ほどの山口議員の質問に類似することがありますので、よろしく願いいたします。

これは、土地開発事業補正予算、67ページ、同じところで結構だと思います。

内容について、今、地域振興課長が細かく説明いただきましたので、お分かりかななんて思うので、私はそれ以外のことで、お尋ねというよりは意見としてお聞きいただければありがたいかなと思います。

その1点目として、造成の前からのPR、これがかなり重要視してくるのではないかなと思うわけです。さっき、本宿の造成後の2区画が販売されると、これも併せてそのPRを活用して、前もってコマーシャルをしていけばいいのかなというような感じを持っているわけです。

それと、2番目として、移住定住の特化した区画なりをできればつくっていただきたい。

これは、移住定住の方が、今、一生懸命群馬県1位になりましたよってお骨折りをいただいているわけですね、そういう人にも報いられるような方式、若い人を取り入れていくためにはぜひ特化した何かを考えていかなければ、人口増は望めないかなと思うわけです。

ですから、コーディネーターの方とご相談、もしくは、三役プラス執行部の方で相談していただいて、特化して、例えば、2,000万円ぐらいの家を建てて、こういうイメージでそれを建てた後には、まずどういう方法か分かりませんが何年か住んでいただく、その後はある程度土地代は無料にするとか、そういった特化した何かを考えていかないと、人口増は望めないかな、さっき前山口議長がお話しの中にもあったように、ぜひそういったことも考えていただきながら進めていただければいいのかなと思います。

ただ、家を増加して移住定住を図るだけでは、独身の方がなかなか来ていただけないというところがあるんですね。ですから、その辺はおもてなし学校の空いている寮などを活用しながら、ぜひ、独身でも高山に来ていただいて、住めるんですよというようなものを併せてPRをしていただきたい。

ただ、住んでいればいいということではなくて、企業の誘致も重要になってきますよね。ですから、どんなに小さい企業でも結構ですから、今中心地づくりをやっている近場にある程度、規模とすれば10人程度の企業でも結構だと思うんですね。何せ、企業を誘致して、こういう三位一体じゃないですけども、一方だけをやっていけばいいという事業ではなかなか進んでいかないかなと思うので、ぜひ総合的な計画を立てていただいて、ぜひ推し進めていただく。

それには多少お金もかかりますでしょうけれども、かけても、10年先15年先には得が、得がということじゃなくて、やはり、住んでいただければ、その中から税金とかいろいろが徴収になるわけですから、ぜひ、その考え方を前向きに持っていただいて、住んでいただければいいんじゃないかと思いますので、地域振興課長の、これ報告していないので、今思うことで結構です、その後に村長の思うこともお願いできればありがたいです。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 後藤肇議員からのご質問にお答えします。

先ほど議員からご提案がありましたような内容につきまして、今後検討して進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 高山の立地を考えますと、中山間地でなかなか人口が増えない中で、

企業誘致も大変難しい面がございます。

でも、東京事務所では、企業誘致に関しまして情報を時々くれますけれども、さらに、東京からの企業誘致、今では事務的な要素のある会社であれば高山村でもやっていけるということがございますので、また東京事務所のほうへ出向いてお願いをしながら誘致活動も考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 7番、後藤議員。

○7番（後藤 肇君） 答弁ありがとうございます。

やはり、小さなことでも諦めずに進めていく、これが一番大切かななんて思いますので、ぜひ、今の現状より衰退することなく、推し進めていただければいいんじゃないかなと思いますので、今後も議会も協力していきますので、ぜひお話があれば進めていっていただいて、よりよい村づくりになればいいかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（後藤明宏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

◎修正動議について

[「議長、動議」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 動議を出させていただきます。

議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）の修正動議を提出いたします。

○議長（後藤明宏君） ただいま、1番、渡邊裕治議員から、議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）の修正動議が提出されました。

この動議に賛成の方は挙手願ひます。

[挙手あり]

○議長（後藤明宏君） 所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は追って連絡いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時30分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

ただいまの休憩中に、渡邊裕治議員ほか1名から令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案が提出されました。

お諮りします。令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤明宏君） 追加日程第1、発議第1号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案を議題といたします。

提出者から修正理由の説明を求めます。

1番、渡邊裕治議員。

〔1番 渡邊裕治君登壇〕

○1番（渡邊裕治君） 議長より許可をいただきましたので、発議第1号について説明をいたします。

令和7年6月10日、発議第1号。

高山村議会議長後藤明宏様。

発議者議員渡邊裕治。

賛同者議員平形玉緒。

議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案について。

上記の件について、地方自治法第115条の3及び議会規則第17条第2項の規定により、修正の趣旨説明をさせていただきます。

議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）に対する修正案を提出に当たり、本修正案は、令和7年度一般会計補正予算（第1号）において、2款総務費、1項総務管理費、総務管理費の中の役場庁舎の整備調査委託料について減額するものです。

役場庁舎整備調査について、村長から先日の全員協議会の席上、単独で整備との方針が出されましたが、役場庁舎について、本来であれば機能や規模などをしっかりと議論した上で整備への調査をすべきと考えます。

また、1月から2月にかけて行われた住民説明会から本補正予算上程まで、先ほど執行部から説明がありましたが、執行部として、私は、議論が十分にされた形跡がなく、やみくもに調査を進めるよりは、基本構想をしっかりと議論した上で予算計上すべきものと考えます。

以上の理由により、役場庁舎整備調査委託料に関する歳入歳出予算を削るよう修正するものです。

詳細につきましては、別紙修正案を確認いただきたく申し上げます。

歳入では、ページ番号、24、25ページ、19款繰入金の合計を1,736万9,000円を減額し、合計4億531万8,000円に。26、27ページ、2款総務費、1項総務管理費1目一般管理費の中にある役場庁舎整備調査事業の1,736万9,000円を減額し、総務費の合計を6億2,320万1,000円とするものです。

なお、予算積み上げについては、第1表及び事項別明細書のとおりですが、歳入歳出ともに1,736万9,000円を減額し、修正案ページ番号、19ページ上段、1条1項中にあります予算の総額を35億3,710万8,000円から、35億1,973万9,000円に改めるものです。

議員各位のご理解、ご賛同を賜り議決くださるようお願い申し上げます、趣旨の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤明宏君） 修正理由の説明が終わりましたので、これから修正案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

後藤議員。

○7番（後藤 肇君） この質疑、内容的に説明して、ある程度分かるんですけども、質疑といっても、内容的にどうなのかという疑問符がつくんですけども、どうなんでしょう皆さん。減らしたからということで、どこまでという執行部のほうで、どこまでもう少し具体的な案があって、どこまで下げてということにするのか、それとも現状のところ、どこまで突っ込んだ調査をするという執行部に対して説明を再度していただくか、その2つに1つかなと思うんですけども、その辺は皆さんどう考えるか説明いただければと思うんですね。

○議長（後藤明宏君） 渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 今回の1,700万円の計画について、今回の説明もありましたが、官民連携において、庁舎と道の駅の一体化を前提をしていたんですけども、住民説明会の意見をを受けて、単独調査に変更ということで方針が出されました。

ただし、その方針転換が、先ほど質疑の中で執行部に質問させていただいたんですが、十分に議論された形跡がない感じがしますし、実は議案調査の段階で、副村長のほうに、じゃ執行部三役で何回、例えば、何月に何回、何月に何回、この件に関して議論というか、そういうことをやったのかという話をお聞きしたら、明確な数字が出てきませんでした。ということは、私はこれはやっていないんじゃないかと。もう一つは、先ほど総務課長から質疑の中で報告があったんですけども、これだけ重要な案件にもかかわらず記録が残していない。

やはり、庁舎という大変金額がかかる事業になります。これは、やはり、しっかりと計画を立てた上で、じゃどういう建物を造るのか、どういう規模にするのか、そういうものをきちっと議論をしてから、場所をどこにするのかとかそういう調査をすべきではないかと考えまして、今回減額の提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） これで質疑を終わります。

なお、本修正案は議案第34号と併せて採決します。

これから、議案第34号から議案第38号までの5議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとの採決を行います。

最初に、議案第34号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

まず、本案に対する、渡邊裕治ほか1名提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

[挙手少数]

○議長（後藤明宏君） 挙手少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号は可決されました。

次に、議案第35号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（後藤明宏君） 日程第8、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（後藤明宏君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（後藤明宏君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期7日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和7年第2回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時44分